

令和3年7月2日  
自動車局保障制度参事官室

自動車事故の被害に遭われた方の今後の救済対策のとりまとめに向けた議論を行います  
～第4回「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」を開催～

第4回「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」を7月6日(火)に開催し、**自動車事故の被害者救済対策の今後のあり方について、医療、福祉、保険、法律の専門家や被害者団体・遺族団体の方々とともに議論**を行います。

令和3年6月11日(金)に開催しました第3回「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」(以下「検討会」といいます。)では今後の自動車事故救済対策の骨子案について議論を行いました。今回はこれまでの検討会で委員よりいただいたご意見を踏まえ、今後の救済対策のとりまとめに向けた議論を行います。

## 1. 第4回検討会について

- (1) 日時 令和3年7月6日(火) 13:00～15:00 (予定)
- (2) 場所 WEB 会議
- (3) 議題
  - ・今後の自動車事故被害者救済対策のとりまとめ報告書案について

## 2. 委員について 別紙のとおり

## 3. その他

- ・ 会議は報道関係者を対象に冒頭の挨拶まで公開いたしますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴は Web 上のみとさせていただきます。なお、通信状況によって、映像の乱れや一時的な停止があることをあらかじめご了承ください。
- ・ また、Web 会議の都合上、アクセス数に限りがありますので、1 社(団体)につき 1 名までとさせていただきます。希望者多数の場合は先着順とさせていただきます。
- ・ Web 会議となりますので、冒頭のカメラ撮りは実施いたしません。
- ・ Web 上での傍聴を希望される方は、令和3年7月5日(月)12 時まで、以下のとおりメールにてご連絡ください。

件名:【傍聴希望】第4回 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会

本文:氏名(ふりがな)、所属、メールアドレス、直通電話番号

送信先: [hqt-kentokai@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kentokai@gxb.mlit.go.jp) (★を @ に変えて送信してください)

※ 傍聴の可否については、7月5日(月)中にご連絡します。

- ・ 資料及び議事要旨は、後日、以下のリンク先(国土交通省ホームページ)に掲載します。

※ 資料及び議事要旨等の掲載場所:<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk2.000078.html>

【連絡先】自動車局保障制度参事官室 木坂(内線 41417)

【取材申込先】自動車局保障制度参事官室 飯生(内線 41417)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8580 FAX 03-5253-1638